毎週月.水.金曜日発行



第 4059 号

目 次 ————	
告 示  ○道路の位置の指定	1
教育委員会告示 ○技能教育施設の廃止 ○指定技能教育施設における連携科目等の変更	2
公 告 ○平成28年度登録販売者試験の実施 ○開発行為の工事完了 ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	4 5 6

·//// ·////

# 富山県告示第252号

道路の位置の指定について

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第1項第5号に規定する道路の位置 を次のように指定した。

平成28年5月25日

富山県知事 石 井 泽

道路番号	幅 員 (メートル)	延 長(メートル)	道路の位置		指定年月日		
世曜年 (メートル	但时间与	(メートル)	(メートル)	(メートル)	始点の地名地番	終点の地名地番	1日尼千万日
1	4. 00	20. 72	氷見市大浦字粂 島 728番 1	氷見市大浦字条 島 728番 1	平成28年 4月14日		
2	6.00	50. 50	滑川市下島86番	滑川市下島86番	平成28年 4月15日		
3	6.00	52. 01	氷見市窪1298番 1	氷見市窪1298番 1	平成28年 4月22日		
4	4. 10	34. 90	小矢部市西中野 字道島1303番	小矢部市西中野 字道島1303番	平成28年 4月28日		

5	6.60	37. 42	氷見市伊勢大町 一丁目 467番11 地先	氷見市伊勢大町 一丁目 467番11 地先	平成28年 5月9日
---	------	--------	-----------------------------	-----------------------------	---------------

#### 富山県教育委員会告示第3号

技能教育施設の廃止について

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第35条第1項の規定により、次のと おり指定技能教育施設の廃止の届出があったので、同条第2項の規定により告示す る。

平成28年5月25日

#### 富山県教育委員会

教育長 渋 谷 克 人

- 1 指定技能教育施設の名称及び所在地 名 称 富山ファッション・カレッジ 所在地 富山市千歳町2丁目7番1号
- 2 廃止の時期

平成28年7月31日

# 富山県教育委員会告示第4号

指定技能教育施設における連携科目等の変更について

昭和43年6月6日付けで技能教育施設として指定した富山県技術専門学院における連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目を次のとおり変更したので、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第3項の規定により公示する。

平成28年5月25日

#### 富山県教育委員会

教育長 渋 谷 克 人

1 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

# (変更前)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
機械操作実習	実習
溶接基本実習	実習
プレス加工実習	実習
特殊溶接実習	実習
板金塗装実習	実習
総合加工実習	実習
企業派遣訓練	実習
機械製図	製図
CAD操作実習	製図
機械工学	機械工作
金属材料	機械工作
溶接法	機械工作
安全衛生	機械工作

# (変更後)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
機械操作基本実習	実習
溶接基本実習	実習
プレス加工実習	実習
特殊溶接実習	実習
板金塗装実習	実習
総合加工実習	実習
企業派遣実習	実習
機械製図	製図
CAD操作法	製図
機械工学	機械工作

 金属材料学
 機械工作

 溶接法
 機械工作

 安全衛生
 機械工作

## 2 変更年月日

平成28年4月1日

# 平成28年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年 法律第 145号)第36条の8第1項の規定により、平成28年度登録販売者試験を次の とおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第 159条の4第2項の規定により公 示する。

平成28年5月25日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日時

平成28年9月7日(水) 午後0時30分から午後5時30分まで

(2) 試験の場所

高岡市二塚 322番 5 一般財団法人富山県産業創造センター(高岡テクノドーム)

2 試験方法

筆記試験

- 3 試験項目
  - (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
  - (2) 人体の働きと医薬品
  - (3) 主な医薬品とその作用

- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

#### 4 受験手続き

(1) 受験願書の配布場所

平成28年6月1日(水)から6月24日(金)まで、富山県厚生部くすり政策 課並びに富山県内の厚生センター及び厚生センター支所で配布する。(土曜日 及び日曜日を除く。)

また、富山県のホームページ (http://www.pref.toyama.jp) に掲載する。

(2) 受験願書の受付期間及び受付場所 平成28年6月13日(月)から6月24日(金)(当日消印有効)までに、郵送

により指定窓口へ提出すること。

(3) 提出書類

ア 登録販売者試験受験願書

イ 写真

(4) 受験手数料

15,000円(受験手数料相当額の富山県収入証紙を登録販売者試験受験願書に 貼付すること。)

5 合格発表

平成28年10月21日(金)午前9時に、富山県庁正面掲示板、富山県内の厚生セ ンター及び厚生センター支所並びに富山県のホームページにおいて、合格者の受 験番号を発表する。

また、合格者には、登録販売者試験合格通知書を郵送する。

6 問合せ先

詳細については、富山県のホームページを閲覧すること。

## 開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第 100号) 第29条第1項の規定により許可した開発行 為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年5月25日

## 富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に	公 共 施 設		開発許可を受けた者		
含まれる地域の名称	位置·区域	種 類	住 所	氏 名	
南砺市立野原東1508番5の 一部、1508番6の一部及び 1514番18の一部(3工区)			南砺市苗島4880番地	南砺市長	
射水市広上 131番3			射水市二口2447番地1 メゾン・ド・ジャルⅡ 101	杉本 浩章	
小矢部市渋江2014番1外7 筆			小矢部市渋江2020番地	株式会社小矢 部精機	

#### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年5月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

(仮称) ケーズデンキ富山豊田店 富山市豊田町1丁目字前田割 133番1 ほか21筆

- 2 店舗を設置する者 有限会社アイエヌエル
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社北越ケーズ
- 4 新設の日 平成28年11月20日
- 5 店舗面積の合計 4,165m<sup>2</sup>
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数 店舗敷地内 183台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物東側 64台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北側 80㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内北側 22.05㎡

- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分~午後9時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所 南東側ほか
  - (4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時~午後9時
- 8 届出の日 平成28年5月17日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成28年5月25日から平成28年9月26日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を 有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、 縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで きる。

(1)氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)(2)(1)の事項 の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由